

総発第 339 号

令和2年2月12日

酒田市監査委員 加藤 裕 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



定期監査結果に対する措置等について

令和元年12月17日付監発第48号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
福祉課	<p>指摘事項</p> <p>生活保護法に基づく費用返還金に係る督促状について、財務規則第42条において、(1) 歳入調定権者は、歳入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を交付して督促しなければならない。(2) 前項の規定により交付する督促状に指定すべき納期限は、当該督促状を発行する日から起算して10日を経過した日としなければならないと規定している。</p> <p>しかし、担当課が交付した督促状は、発行の決裁をまとめて行い返還決定通知の納期から交付までの期間が長いもので2か月を超えるもの、指定納期限についても発行から1週間のものなど、財務規則に則っていないものが多数見受けられた。督促状の納期</p>	<p>今年度担当者が変わったことにより、20日以内に督促状を交付することについての認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>生活保護返還金台帳により督促状の発送期限を管理しており、11月15日以降は、督促状の発送期限を厳守するために随時確認を行い、個別に決裁を行い督促状の交付を行っている。また、督促手数料については、令和元年度中に生活保護システム内の督促状に督促手数料の記載を追加し、手数料の歳入科目を新設したうえで、督促手数料を納付するための納付書を同封し、返還金と同時に督促手数料を徴収する。</p>

		<p>は、時効に大きく関係し、裁判で争われる可能性のあるものなので、個別の決裁とするなど財務規則に則って執行すること。</p> <p>また、督促手数料条例第2条及び第3条により、督促状を発行した際は1通につき70円を滞納金と同時に徴収するとなっているが、従来から全く徴収されていなかった。督促状に督促手数料を記載するなど納付者に分かり易い対応で徴収すること。</p>	
健康課	指摘事項	<p>酒田市民健康センター受水槽高架水槽清掃点検業務委託について、担当課が作成した仕様書の認定伺の予定価格は65,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた68,000円(税抜)で契約を締結していた。予定価格を確認した上で、契約を行う必要があったにもかかわらず、その手続きを怠っていた。</p> <p>今後こうした事態が起こることがないように、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。</p>	<p>予定価格と契約額との整合性が図られているか、見積調書へ予定価格を記載するなど、複数の職員が複数回確認できるよう改善し、適正に事務処理を行う。</p>
	指摘事項	<p>健康課で医療機関等に委託している各種健康診査は、契約上、受託者が健康診査料徴収金(受診者の自己負担分)を徴収した上で、すみやかに健康課に報告し、酒田市会計口座に徴収日から7日以内に納入するものとされている。</p> <p>しかし、やまがた健康推進機構庄内検診センターで実施された分については、前々年度から、徴収日から7日以内に納入されず、月単位でまとめて翌月または翌々月金額の確定、納入が行われ、処理手続きが遅れているとし</p>	<p>庄内検診センターに対しては、昨年度の指摘も踏まえて、年度当初の4月に、健康診査料徴収金は受診者から預かった公金であることを再認識し、業務の進行管理を徹底のうえ、納入期限等の契約内容を遵守するよう指導した。また、以降も再三の指導・申し入れを行ってきたが改善されていない状況にある。引き続き納入期限を遵守するよう強く指導する。</p>

	<p>て文書指摘していたにもかかわらず、今年度も納期から1か月以上かかったものが9月末までに166件中56件(33.7%)ほどあった。担当課は、契約上の報告期限を遵守するよう再三申し入れを行っているとのことだが、改善には程遠い状況であった。</p> <p>前々年度に引き続き改善されていないことは誠に遺憾である。改善できない理由を明確した上で、納期を遵守するよう庄内検診センターに指導すること。</p>	
<p>指摘事項</p>	<p>医師会十全堂に委託している酒田市各種健診業務及び医師派遣管理調整業務委託について、各種健診業務を除き、前年度までの保健衛生思想普及向上業務委託から、今年度は医師派遣管理調整業務委託に委託名称を変更していた。前年度は、実績報告を求めない委託契約は適正を欠いていることから、契約内容を見直すとともに、実効性のある実施計画書を受託者に提示するよう指摘した。担当課は実情にあった契約形態へ改め、実績報告の提出及び履行確認をした上で支払いをすることに変更したと回答しているが、業務内容を変更したにもかかわらず、契約額は前年度と同額の2,445千円となっており、医師派遣管理調整業務の人件費に係る時間が、医師の健診時間に比べ過大に積算されていた。</p> <p>健診に係る医師派遣管理調整業務内容は、実施計画に基づく日程、医師派遣数等の調整、医師会会員との派遣調整、健診派遣医師の報告や、健診派遣医師、医師会長との連絡調整などとなっているが、委託料の積算は、事務</p>	<p>昨年度、契約内容等に関する指摘を受けたことから、本契約のこれまでの経過等を踏まえたうえで、契約内容を一部見直したところである。今後、契約内容等を検証する。</p>

		<p>員と管理者の調整業務に係る延べ時間が852時間（事務員576時間、管理者276時間）となっている。一方、各種健診業務の委託料は、医師1人1回半日単位で、3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診合わせて延べ健診時間は672時間となり、事務員と管理者の調整業務に係る延べ時間が、医師の延べ健診時間を180時間上回る状況となっていた。</p> <p>医師派遣管理調整業務に係る積算については、受託者に業務内容毎にかかる時間数の内訳を求め、健診業務の実態に合った時間数が検証すること。</p>	
<p>子育て支援課</p>	<p>注意事項</p>	<p>児童センタークライミングウォール保守点検業務委託について、受託業者が点検業務を他の業者に再委託していた。契約内容では再委託は原則禁止だが、あらかじめ書面で委託者の承認を得たときは可能となっているが、本業務の受託業者は再委託の承認の手続きを取っていなかった。</p> <p>通常、業務委託契約では、再委託の禁止条項が設けられている。今回も契約内容を確認すれば、再委託の手続きが漏れることはなかったと思われる。再委託の手続きを取るよう受託業者に指導するとともに、今後、同様なことがないように契約内容を遵守すること。</p>	<p>本契約は、クライミングウォールの納入業者と随意契約を結んで、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準じ、年1回の定期点検を実施していたものであるが、この納入業者は、公園施設（遊具）の点検・診断業務を適正に実施できる技術者資格を有していないことから、専門の資格である公園施設点検管理士等を有する他の業者に再委託していた。</p> <p>令和2年度からは、別紙の再委託承諾申請書を例示するなどして、受託業者に指導し、契約内容を遵守する。</p>